

令和3年度 利用料金のめやす※介護保険1割負担の方 【ホームヘルプ】

令和3年4月1日より適用

○ 訪問介護サービス < 要介護1～要介護5 >

身体介護が中心である場合（訪問1回あたり）

提供時間	基本料金	特定事業所加算Ⅱ	訪問介護令和3年9月30日までの上乗せ分	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	合計
20分未満	167円	17円	1円	25円	12円	222円
20分以上30分未満	250円	25円	1円	38円	17円	331円
30分以上1時間未満	396円	40円	1円	60円	28円	525円
1時間以上1時間30分未満	579円	58円	1円	87円	40円	765円

生活援助が中心である場合（訪問1回あたり）

提供時間	基本料金	特定事業所加算Ⅱ	訪問介護令和3年9月30日までの上乗せ分	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	合計
20分以上45分未満	183円	18円	1円	28円	13円	243円
45分以上	225円	23円	1円	34円	16円	299円

◇算定される加算について

加算名	目的	費用負担
特定事業所加算（Ⅱ）	人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備を整えることでよりよいサービスを提供できるように努めます。	所定単位数の10%
訪問介護令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として上乗せされます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の1に相当する単位数）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の137に相当する単位数）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の63に相当する単位数）

◇上記以外に該当した場合は下記の加算が算定されます。

加算名	目的	費用負担
初回加算	新規の利用者に対して、初回に訪問した際にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行い、安全安心に配慮した活動に算定されます。	200円/月 (1回のみ) 訪問介護計画書を作成し交付した月
キャンセル料	利用を中止する際は前日の営業時間内(18:00まで)にご連絡下さい。以降の連絡はキャンセル料として料金を徴収させていただきます。	キャンセル当日の 予定利用料金分

◇現在算定していない加算

生活機能向上連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	利用者に対して訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所のリハビリテーション専門職とサービス提供責任者が同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画書作成することで自立支援型のサービスの提供を促進します。	(Ⅰ) 100円/月 (Ⅱ) 200円/月 初回の訪問介護が行われた日より3ヶ月
緊急時訪問介護加算	緊急時などに利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員との連携を図り、介護支援専門員が必要と認めるときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行います。	1回 100円
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	認知症に関する専門的研修を終了した職員を配置し、職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達、又は技術的指導会議を定期的の実施し、認知症への理解を深め、認知症ケアを活かします。	(Ⅰ) 3円/日 (Ⅱ) 4円/日

令和3年度 利用料金のめやす※介護保険1割負担の方 【ホームヘルプ】

令和3年4月1日より適用

○ 介護予防訪問介護相当サービス

< 要支援 1・2 >

利用料(1ヶ月の基本料金)

サービス内容	提供回数	1ヵ月利用料金	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの 上乗せ分	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅰ)	合計
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度	1,176円	1円	161円	74円	1,412円
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度	2,349円	2円	322円	148円	2,821円
訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える 程度	3,727円	4円	511円	235円	4,477円

◇算定される加算について

加算名	目的	費用負担
訪問型独自サービス令和3年9月30日までの 上乗せ分	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として上乗せされます。	※加算の状況により費用の変更があります。 (算定した単位数の1000分の1に相当する単位数)

介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 (算定した単位数の1000分の137に相当する単位数)
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 (算定した単位数の1000分の63に相当する単位数)

◇上記以外に該当した場合は下記の加算が算定されます。

加算名	目的	費用負担
初回加算	新規の利用者に対して、初回に訪問した際にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行い、安全安心に配慮した活動に加算されます。	200円/月 (1回のみ) 訪問介護計画書を作成し交付した月
キャンセル料	利用を中止する際は前日の営業時間内(18:00まで)にご連絡下さい。以降の連絡はキャンセル料として料金を徴収させていただきます。	予定合計金額から予定利用回数を割った金額が1回のキャンセル料となります。

◇現在算定していない加算

生活機能向上連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	利用者に対して訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所のリハビリテーション専門職とサービス提供責任者が同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画書作成することで自立支援型のサービスの提供を促進します。	(Ⅰ) 100円/月 (Ⅱ) 200円/月 初回の訪問介護が行われた日より3ヶ月
----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------